

令和8年度第1回白井市都市計画審議会景観とみどり部会 議事概要

- 1 開催日時 令和8年5月21日（木）午後2時00分から午後2時55分まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
- 3 出席者 廣田部会長、北原委員、中村委員、清水委員、杉山専門委員、
西廣専門委員、古里専門委員
- 4 欠席者 池邊専門委員
- 5 事務局 鈴木都市建設部長、武藤都市計画課長、中原課長補佐、石澤主査補、
大山主任主事、芳賀公園緑地係長
- 6 関係者 中央復建コンサルタンツ株式会社 4名
- 7 議題
 - (1) パブリック・コメント実施結果について
 - (2) 白井市景観とみどりの基本計画（案）について（諮問）
 - (3) （仮称）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）について（諮問）
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 8 その他
- 9 議事

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回白井市都市計画審議会景観とみどり部会を開会いたします。

本日の進行を務めます都市計画課の●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この審議会は、議事録作成のため録音しておりますので、あらかじめ御了承ください。また、会議中、資料の作成などで必要となるため、会議の様子について写真を撮らせていただきますので、御了承ください。

初めに、本日御審議いただく議案の公開、非公開についてですが、白井市附属機関の会議の公開に関する指針により、公開を原則としております。本日、非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきます。

また、事務局から傍聴の方々にお問い合わせ事項がございます。受付時にお配りしました白井市附属機関の会議の公開に関する指針、括弧抜粋をお読みいただき、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。今年度、事務局の中で都市計画課長が変更になっておりますので、一言御挨拶いたします。

○事務局

今年度より都市計画課長になりました●●と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に、委員の出席状況を御報告いたします。

本日の出席委員は7名です。白井市都市計画審議会景観とみどり部会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、会議は成立することを御報告します。

それでは、議事に移らせていただく前に、お配りさせていただきました資料を確認させていただきます。初めに、資料1としまして、パブリック・コメント募集結果。次に、資料2としまして、白井市景観とみどりの基本計画（案）。資料3としまして、（仮称）白井市景観とみどりの条例骨子案。資料4としまして、（仮称）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）。資料5としまして、策定スケジュールとなります。そして、本日配付資料としてお配りさせていただきました当日配付資料1と書かれた両面の資料、また、当日配付資料2と書かれた答申案についてお配りしております。不足等ありましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、白井市都市計画審議会景観とみどり部会設置要綱の規定により、議題の進行は、部会長である●●部会長にお願いいたします。

●●部会長、よろしくお願いいたします。

議題1 パブリック・コメント実施結果について

○部会長

それでは早速、議題に入らせていただきます。議題の一つ目、パブリック・コメント実施結果についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、先日実施いたしました、白井市景観とみどりの基本計画（素案）及び（仮称）白井市景観とみどり条例（骨子案）に関するパブリック・コメントについて、頂いた御意見と、それに対する市の考え方の事務局案について御説明いたします。

資料の1を御覧ください。

初めに、パブリック・コメントの実施概要です。実施期間は、令和8年3月19日から4月20日までの33日間です。周知方法につきましては、市ホームページや広報紙への掲載に加え、チラシを作成し市内各センターに設置するとともに、SNSやメール配信サービスを活用して周知を行いました。

御意見は、電子メールや、ちば電子申請サービスにより、5名の方から計9件、頂きました。9件の御意見及びそれに対する市の考え方につきましては、資料1のとおりとなり

ます。なお、資料1については、5月8日に事前にメールにて委員の皆様にお送りし、市の考え方に対する御意見を伺っていましたが、皆様から修正意見は出なかったため、メール送付時点から変更はしておりません。

主な意見としましては、No. 1や7、No. 8、No. 9に見られる景観みどりの場の創出や、市の現状に対する取組内容に関するもの。また、No. 4やNo. 5、No. 6にみられるデータセンターに関連した本計画の位置づけに関するものがありました。

これらに対する市の考え方としましては、景観みどりの場の創出や市の現状に対する取組内容に関する御意見については、計画案に既に記載しているものについては、掲載箇所をお示しし、表現の見直しが必要なものについては修正することとしております。

御意見を踏まえて、計画案の表現を修正した2点について、御説明いたします。

1点目は、No. 8です。施策21、取組③について、過去に生物多様性調査が実施されているものの、その後の状況変化を踏まえた現状把握が必要であるとの御意見を頂きました。これを受け、市民事業者の理解促進に向けて活動団体等と連携し、調査や情報発信を行いますと修正しました。こちらは、資料2の計画案68ページに反映をしております。

2点目として、No. 9を御覧ください。

施策35、市内の取組体制の構築について、景観やみどりの取組と交通環境などの他分野との連携の重要性に関する御意見を踏まえ、施策名を市内関係課での情報共有から、市内関係課での連携体制の構築・運用に修正しました。こちらは、資料2の計画案78ページに修正を反映しております。

また、No. 4、No. 5、No. 6のデータセンターに関連した本計画の位置づけについては、市の考え方として、前提として、本計画はデータセンターをはじめとした建物用途に応じた規制等を定めるものではないという旨を資料1に整理しております。その上で、今後、事業者に対しては、景観形成基準の遵守を求めるとともに、必要に応じて景観とみどりのアドバイザーの助言等を踏まえながら、周辺環境と調和した外観や植栽等への工夫を働きかけていくという旨を回答することを考えております。

本資料については、今後パブリック・コメントと同様、市役所庁舎や市内各センターにて閲覧できるよう配布する予定としております。説明は以上となります。

○部会長

御説明、ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら頂きたいと思えます。どうぞ。

○委員

●●です。ありがとうございます。細かいことなのですが、この指摘8関連のと

ころ、68 ページです。生物多様性に関して調査という言葉を加えたというのが修正ですね。これは、見出しのほうの情報発信だけですが、そこはよろしいのでしょうか。

もし、調査も具体的に予定されていて重視するということでしたら、見出しのほうも調査・情報発信みたいな感じにするという反映もあるかなと思ったのですけれども、その点はいかがですか。

○部会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

計画には、表題については反映してはいないのですが、調査、情報発信を行うというような旨を記載しようと考えております。以上です。

○部会長

タイトルの変更については、いかがでしょうか。

○事務局

見出しの変更も行いたいと思います。

○部会長

タイトルの御検討よろしくお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。

市民の方々からの意見も大変貴重だと思います。それに対して、前向きに検討をいただいているという感じです。●●委員。

○委員

2 番のネイチャーポジティブとは何ですかというような質問ですね。ほかにも片仮名で一般の市民の方になじみがあまりないかなという部分もあるので、用語集みたいなものを最後のところにつけたほうが分かりやすいかなと思ったのですけれども。

○部会長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。たしか、その準備はあったかと思いますが。

○事務局

今のところ、計画の巻末に用語集をつける予定ですので、まだできてはいないのですが、つける予定ではおります。

○部会長

できるだけ、用語集に頼らないほうが市民に分かりやすいと思いますので、最低限、必要な範囲にとどめていただければと思いますが、しっかり分かりやすい表現にいただければと思います。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。なければ、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

議題２ 白井市景観とみどりの基本計画（案）について（諮問）

○部会長

それでは、議題の二つ目です。白井市景観とみどりの基本計画（案）について、諮問です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

まず、諮問をするに当たり、本部会と都市計画審議会の関係を再度御説明いたします。当日配付資料の１を御覧ください。令和６年１月２９日に市から行った諮問となります。

この諮問の２番、白井市景観計画及び緑の基本計画、景観条例並びに景観形成ガイドラインの策定について、白井市長から白井市の都市計画審議会の会長に諮問を行いました。

続いて、裏面を御覧ください。都市計画審議会から本部会への付託文書になります。諮問に基づいて都市計画審議会から本部会に付託をし、本部会の決議が都市計画審議会の決議とすることが決定されたものになっておりますので、今回、計画案と条例案について、答申を得たいと考えております。それでは、計画について説明をさせていただきます。

議題１でも御説明させていただきましたが、令和８年３月１９日から４月２０日までパブリック・コメントを行い、意見を反映したものが資料２となります。

初めに、２月に開催された前回の部会から修正した主な点を御説明いたします。

資料２の４７ページを御覧ください。

（４）商業・工業環境１）商業地の説明文中、「グリーンインフラ等を活用して」という文言がありましたが、文章にすると、既存のものを活用していくのみで、新たにグリーンインフラを創出していくというニュアンスが伝わらないという御指摘があったことから、「グリーンインフラ等の観点も踏まえながら」という文言に修正をいたしました。

続きまして、６４ページを御覧ください。

第3章、基本方針に基づくアクションプラン、施策14の説明文にありましたミティゲーションヒエラルキーという用語が分かりづらく、用語集を参照しないでも理解できる表現にしたほうがよいとの御意見があったことから、「回避→最小化→提言→代償（復元）の順で優先的に対策を講じる原則に基づいた従前の緑地が持つ機能の確保に向けた仕組みづくりを検討します。」という文言に修正しました。続きまして、75ページを御覧ください。

施策32、取組①について、地域資源の情報発信、理解を深める機会の創出として、市民の皆さんが地域資源を発掘し、それを市と一緒に情報発信していくというような意識の醸成の第一歩のようなものを入れたほうが良いという御指摘があったことから、取組①の表題を「地域資源の発掘・周知」とし、取組①2ポツ目では、「市民の主体的な地域資源の発掘と周知を促すため」という文言に修正をいたしました。

続きまして、78ページを御覧ください。

施策35、取組②について、景観とみどりのアドバイザーの役割が重要であるが、以前の文章では、アドバイザーの活用について、みどりに関する説明が抜けているとの御指摘がありましたので、2ポツ目の良好な景観とみどりづくりを推進するための説明文を追加いたしました。その他、変更箇所として、86ページ以降の景観形成方針図について、着色を施しております。

また、98ページ、99ページでは、各ゾーンの対応する範囲を図で明記しました。

また、パブリック・コメントで頂いた意見を基に修正した主な箇所についてですが、議題1で御説明した点を修正しておりますので、繰り返しになりますので割愛いたします。

その他、文言等の軽微な修正を行っております。

なお、先ほど御説明したとおり、事前に資料1について皆様の御意見を伺った際に、●●委員より追加で、計画案に対する修正意見を頂いておりますので、その御意見については、対応方針を現在検討しております。

特に、119ページの景観重要公共施設の整備に関する事項の3ポツ目のグレーページュの色彩は、ピンクページュに見え、緑と合わないとの御意見を頂いておりますので、改めて●●委員と御相談させていただきたいと考えております。説明は以上となります。

○部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、審議に入らせていただきます。

御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。前回の御指摘に限らず、本日もお気づきの点でも構いませんので、もしございましたらお願いいたします。●●委員、どうぞ。

○委員

●●でございます。改めて、この資料を拝見しました。白井市というのは、私はどちらかというと、沿線上の街というのが最初にずっと印象深くあったのですが、改めていろいろ見学させていただいたりすると、非常に農産物、農地だとか、そういったようなものが素晴らしくあってというのは、それは、実は車で動いている人はよく御存知なんだと思うのですが、でも、割と駅を中心部近辺で暮らしている方だと、あまり行かないかな、知らないかなというのは、改めて感じた次第です。

P47 ですが、農地の良好な農地の保全みたいなところなどでも、梨はすごく有名でやっていらっしゃる。イチゴとかいろいろ、ほかもあるのですよね。ハウレンソウもかなり上位に入っているとか、いろいろ調べてみると、入っていて。そういう農産物のアピールみたいな、ここも地産地消を推進なんていうところの前に、情報発信や消費機会の促進などによりなんていうところで、そういう具体的な身近なワード、農産物の名称なども、ここに入れなくてもいいのですが、情報発信的なところを、ぜひ景観とみどりというところでも取り組んでいただきたいというのを改めて感じたので、お願いごとでございます。以上です。

○部会長

ありがとうございます。今の 47 ページの 2) のところですか。

○委員

そうです。

○部会長

具体的に示したほうがいいのではないかという御意見だと思います。もし事務局のほうで考えがありましたら。

○事務局

アクションプランの 75 ページの施策 30 の取組②のところに、地産地消の推進という項目がございます。3 ポツ目に、梨以外でも白井産の米や野菜などの地元食材の P R や情報発信を行うとともに、白井産の農産物の購買消費を促進するというところで、情報発信を今後行っていくというような取組にはさせていただいているかなと認識しております。

○委員

私もここをチェックして、75 ページ。具体的には、こちらのほうがいいのかもしれないです。先ほど申し上げたように、梨だけは触れているけれどもという感じが、梨園とか。

変ですけれども、梨のジュースというのものもあるんだとか、キウイフルーツとか、ネギとか、ちょっとだけでも、その豊かさ。今、東京都内の中で野菜が減ってきているでもないですけれども、消費者としては興味深いとか、注意深く皆さん買っているのを見ていますので、白井市はすごく充実しているのだなというのが周辺の住民の方にもアピールできるかなと。そんな期待を込めてということで、1個だけでも別の名前が入っているといいかなと思ったりしております。梨だけだと思い込んでいるのですよ、私。すみません。よそ者なので、そういうふうに思っていたりするのです。でも、いろいろあるのだという、そういうのが欲しいなという。身近な景観とみどりのこの計画なんていうのは、住民にも身近であるということのを少し伝える資料になるとよろしいかなと思っていると、そんなことです。またその辺をお考えいただいて、どこかに入っているといいなという程度ですので、よろしく御検討ください。

○部会長

ありがとうございます。具体的な野菜や果物の名前を入れるということとなると、外れたもののとのバランスが非常に難しい点があるかと思います。その辺の表現も含めて、可能であれば、御検討、市民に身近な感じを持っていただくことを趣旨にということで、可能な範囲でバランスを取っていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員

お願いいたします。

○部会長

そのほか、いかがでしょうか。●●委員、どうぞ。

○委員

細かいことですが、64ページの先ほどのミティゲーションヒエラルキーという言葉を使いやすく書き直しました。分かりやすくなっていいのですが、ここにミティゲーションヒエラルキーの考え方という図がありますよね。この図を残しておく必要はあるのですか。もし残すのだったら、タイトルを変えないと、何のことだか逆に分からなくなってしまうと思います。

○部会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

御意見ありがとうございます。実は、昨日、内部で事前の打合せしたときにも同じ意見が出まして。先ほどの意見とも関連するのですけれども、難しいことは巻末にというお話もあったのですが、ページでいうと、全てではないのですけれども、例えば72ページとか66ページ、そのページの説明が必要な言葉というのが、ページの下に補足で入っていますので、ミティゲーションヒエラルキーについては、残した上で下を書くか、●●先生のおっしゃるとおり、削除するか、そこを調整させていただければと思います。

○部会長

●●先生、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○事務局

先ほどの●●委員の農産物の関係なのですけれども、●●先生がおっしゃったとおり、品目によって載る、載らないというのがなかなか難しいところがあるのですけれども、白井市のふるさと産品という中に、農産物といえば梨と自然薯、白井市は、じねんじゃーという非公認のキャラクターもいるのですけれども、梨と並んで自然薯を一応ふるさと産品としても登録していますので、梨に続くものとすれば、自然薯が具体名として挙げられるかなと思いますので、そこも検討させていただければと思います。

○部会長

最後に、などをつけていただければ、どうか。

○事務局

そうですね。

○部会長

ありがとうございます。●●委員、どうぞ。

○委員

●●でございます。前回も、私、お聞きしたのかなと思うのです。再確認でございます。

157 ページの生垣をなす樹木の集団となっています。そのところで、30 メートル以上であることと、はっきりすごく限定的に書かれているのですけれども、これは何かどこかで決まりがあつて、ここに書かれているのでしょうか。変な話、20 メーター以上でも素晴らしいというか、この 30 メーターはすごい長さなのですから、これはほかの何か条例があつて、それと同じだからということでしたっけ、この数値。再確認。

○部会長

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局

157 ページに書かれている保存樹・保存樹林の話をされているかと思うのですけれども、この 155 ページからの緑地を保全する制度というところで、155 ページ以降に記載されている内容は、主にその法律で記載されている内容を制度の紹介として掲載させていただいております。実際に白井市で運用する際には、先ほど●●委員がおっしゃった 30 メートル以上というところは、市で実際に運用していく際には、もうちょっと制限を緩くしたり、市独自の条例の施行規則を定めて、そこで法律では指定できないところも、その条例ではカバーできるような仕組みをとろうと考えております。

○委員

大変ありがたいです。残しているけれども、本当にちょっと欠けているとか、きちんと数値になっていると。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長

よろしくお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。

ないようでしたら、そろそろ採決に移らせてと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決をいたします。白井市景観とみどりの基本計画（案）について、賛成とする方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、賛成多数ということで、白井市景観とみどりの基本計画（案）について可決とさせていただきます。ありがとうございました。

議題 3 （仮称）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）について（諮問）

○部会長

続きまして、議題の三つ目でございます。

（仮称）白井市良好な景観とみどりを推進する条例（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、説明させていただきます。資料の3を御覧ください。

前回の部会では、パブリック・コメントを募集する際の資料として、市民に対して内容を分かりやすくするため、景観とみどり条例骨子案としてお示ししておりましたが、資料3については、資料4の条例案をベースとして作成した景観とみどり条例の骨子となります。

前回の部会でお示した条例骨子案から変更した箇所についてですが、議題1で御説明いたしましたパブリック・コメント募集にて、条例骨子案についての御意見や指摘事項はなく、主な修正点としては、市の文書担当部署と要望などを精査した箇所が、資料の赤字で示している箇所となります。

1か所、大きく変更した箇所がありますので、御説明させていただきます。

6ページ、みどりの保全の項目に、市独自の特別保全緑地制度の指定に関する記載がございましたが、本制度は条例から除くことといたしました。

理由といたしましては、都市緑地法に現行の特別保全緑地制度との同種の市民緑地契約制度があり、特別保全緑地制度の内容が包含されること。また、将来的には、法に基づく市民緑地制度に移行することが望ましいと判断したためです。

その他、構成については、本条例を策定する目的や基本理念などはもちろん、景観計画区域内における行為の事前協議や届け出といった手続的な内容、みどりの保全、創出といった項目は変更しておりません。

これまで御説明いたしました内容について、関連する法令との整合や法律用語など、市の文書担当部署と精査し、条例文の形としてまとめ、案としているものが資料4となります。説明は以上となります。

○部会長

ありがとうございます。ただいまの御説明について、審議に入らせていただきます。御意見、御質問等あれば、挙手願います。いかがでしょうか。●●委員。

○委員

すごくどうでもいいようなことですが、資料3は、(仮称)白井市景観みどり条例骨子案というタイトルの資料ですよね。4のほうは、(仮称)白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例(案)でしたよね。正式名称は、資料3の条例の名称というのが。そうすると、この資料3のタイトルそのものは長ったらしいから、簡略化して書いているのかなと思ってはいるのですけれども、2種類条例があるような感じもしなくはないので、統一しておいたほうが、文章としてはいいのではないかという気がしたのですけれども。

○部会長

ありがとうございます。

資料3と4の扱いについても、併せて、事務局から意図を御説明いただきます。

○事務局

資料3については、この部会に出すための資料となりまして、資料4のほうは、今後議会のほうに上程する資料となるので、資料4のほうは、条例名については、正式な名称で記載したということでございます。以上です。

○部会長

そうすると、●●委員の御質問のとおり、この資料3は、この部会のみという位置づけということですね。

○事務局

そのとおりです。資料3については、前回の部会でパブリック・コメントを実施するに当たっての条例骨子案を作成させていただいて、それぞれ対比として、今回、資料3をお作りしていますので、今回の資料3については、この部会限りの資料というところになります。以上です。

○部会長

どうでしょう、●●委員。

○委員

意図はよく分かるのですけれども、この部会限りの資料3は、文書として残るのですよね。文書として残って、2種類の名称があるような錯覚を市民の方が持たれるという気がする。確かに正式名称は長ったらしくて面倒くさい気はしますが、統一しておいたほうが、文章として残すにはいいのかなと思いました。特にこだわっていません。

○部会長

混乱がないようにすべきだという御意見ごもっともだと思いますけれども、事務局、御検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。残し方だと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

ないようですので、採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ただいま●●委員からの御指摘がありましたタイトルの調整を含めまして、調整することを前提に諮りたいと思います。

それでは、(仮称) 白井市良好な景観とみどりを推進する条例(案)について、賛成とする方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、賛成多数ということで、(仮称) 白井市良好な景観とみどりを推進する条例(案)について、可決とさせていただきます。

議題4 今後のスケジュールについて

○部会長

それでは、四つ目の議題に移らせていただきます。

今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、説明させていただきます。資料5を御覧ください。

本日頂いた御意見等を踏まえ、来週開催予定の都市計画審議会に計画案及び条例案を報告させていただきます。計画については、8月頃確定させ、条例につきましては、令和8年9月の市定例会における議案として提出したいと考えております。また、本計画の具体的な指針等を定めた景観形成ガイドラインの作成を行うため、その第1案として、8月上旬を目途に部会を開催させていただき、委員の皆様に意見を頂戴したいと考えております。

その後、進捗により多少前後することがあるかと思いますが、ガイドラインの最終案について、11月を目途に部会を開催させていただき、策定させていただくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○部会長

御説明ありがとうございます。ただいまのスケジュールにつきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。どうぞ、●●委員。

○委員

これを今後どう運用していくのか。そこに私などは、どこか関わる余地があるのか。今後の展開をもう少し詳しく知りたいと思います。少し意図も話してよろしいですか。

○部会長

はい。

○委員

今日御紹介のあったパブコメの意見にしても、いろいろな懸念も出ているわけですよね。白井市、牧の歴史も残る、ちょっと空き地があったら草原の自然があったり、谷津の自然があったり、野馬除土手のような文化的なものもよく残っているこの町で、物流の拠点やデータセンターなどが次々と建ってくるという中で、不安を感じている方も多い中での景観とみどりの条例というところで、このパブコメ、厳しい見方をすれば、そういうものから目をそらしているのではないかというお気持ちの方もいるように見えるのですよね。

でも、それに対して、今ここで、特に基本姿勢みたいな形で書いている第2章とかで言っていることというのをきちんと実現していけば、誰にとっても100パーセントという答えではないかもしれませんが、いい答えを見出せる。

例えば何か建設があるときも、影響がなるべく小さい形で開発の場所を選ぶとか、あるいは、何か建物は建つのだけれども、その場所はともかくとして、水循環には悪い影響がないような、単なる調整地を作るだけでもルールは満たすけれども、そこをちゃんと緑地にして自然も守りながら、地下に雨水浸透させて、谷津の自然も守るんだとか。それを言葉としては、グリーンインフラの活用という言葉であったり、事業者の取組も支援してであるとか、あるいは中間支援の体制も活用しながらということを文言としては書いてある。だから、これをうまく活用していけるかどうかということに、この疑問に対する、不安に対する答えがかかっていると思うのですよね。それをどう運用していくのか、その体制というのがどうなっていくのかということをもう少し詳しく知りたいなと思った意図です。

○部会長

ありがとうございます。ごもっとの御意見だと思います。

今後、それぞれの案件が出てきたときに、今の計画の中では、景観アドバイザー等に委ねるような形になっていますから、それがもう少し具体的に、基本条例、または整備指針みたいなものを一つずつどうやって組み上げていくのか、その進め方について、どのようなお考えを持っているか、事務局のお考えを伺えればと思います。

一つ一つの計画基準が積み上がっていくような仕組みが重要になるかと思うのです。徐々に成熟させていくような、そんなイメージをどうやって白井でつくっていくかという。

○委員

これをうまく読み解いて、個別の案件とか上がってきた不安に対して、どう解決に、これを読み解いて活用していくのかという体制が、結構専門性を持っていることだとか、ある程度小回りが利く、年度末まで待つのではなくて、対応できるような体制みたいなものをうまく生かしていくということが、これを活用するという意味では大事だと思うのですけれども。そういうことを進めますと、書いてあるので進めていけばいいのかもしれませんが、現時点で、もし決めている方針とかお考えがあれば、教えていただきたいと思ったという次第です。

○部会長

とにかく、事務的に流れてしまいがちな懸念もあるかと思うしますので、その辺、今の進め方の方向性が、それがどのようになっているか、想定できる範囲でお答えいただければと。

○事務局

まず、推進の体制なのですけれども、計画書の 166 ページのほうに、ある程度組織的なところは書いてございます。これをいつスタートさせるかというところは、今後検討していくことになると思います。

○部会長

●●委員の御意見は、もっともだと思いますので、事務局としては前向きに成熟できるようなシステムをお考えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●●委員、よろしいでしょうか。

○委員

一言だけ。基本、この 166 ページのものを形にしていくというところだと思うのですが、ここで書かれた歴史や生物多様性みたいなことが、今の都市計画審議会の機能をもうちょっと補う必要があるかどうかという御検討も併せていただくとか。あるいは、同時に昨年度末に環境基本計画の改定のほうも進んで、そちらのほうでも、いろいろ開発が進む中で、中間支援の体制とかも生かしながらやっていくというものがまとまって、見直しが行われたと思うのですね。そういうものも、うまく連携させられるような体制を御検討いただけるといいなと思います。すみません。長くなりました。以上です。

○部会長

ありがとうございます。事務局、前向きに御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。それでは、そのほか、スケジュールについていかがでしょうか。ないようですので、スケジュールは以上とさせていただきます。本日用意した議題は、以上でございます。

次第 3 その他

○部会長

続きまして、3のその他に移らせていただきます。

事務局から、報告事項はございますでしょうか。

○事務局

本日、部会をもって計画と条例について、可決を頂きました。委員の皆様につきましては、長期間にわたり、よりよい計画にするため御審議いただき、また、たくさんの御意見頂きましてありがとうございました。

議題の2の冒頭で説明がありました諮問と答申のお話ですけれども、市長から都市計画審議会へ諮問を頂いている関係で、都市計画審議会会長から答申をお返しするというような形になります。答申案として、本日配付資料の2としましてお配りしております。これは想定で作らせていただいたもので、特段、御意見等なくスムーズに行った場合の答申案となっております。読み上げますと、令和6年1月29日、白都第166号で諮問のあった白井市景観とみどりの基本計画（案）及び（仮称）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例案について、概ね妥当と認めるということで、御用意させていただきました。

今日の審議の中で、多少修正は必要かと考えておりますけれども、そこを含めて皆様方のほうで、概ね妥当であるということであれば、この答申案で、何か付帯意見等をつけるということで、ここで少し御意見頂いて、場合によっては部会長と相談の上、整えて、来週の都市計画審議会のほうに報告をしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

今後の流れにつきましては、先ほどスケジュールでも御説明があったとおり、景観形成ガイドラインを策定する予定ですので、その第1案については、8月頃に、もう一度部会を開催させていただく予定となります。その際は、別途日程調整の御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

○部会長

ありがとうございます。ただいまの答申案につきましては、この部会なのですか。名前は、都市計画審議会の会長から市長宛てという形ですね。

○事務局

はい。都市計画審議会宛に諮問をもらってしまして、先ほど説明した当日配付資料の1で、都市計画審議会に諮問がありまして、裏面のところで、都市計画審議会から部会のほうへ付託をされてしまして。一番最後から2行目、貴部会に付託し、貴部会の決議をもって当審議会の決議とするということになっているので、ここで決めていただいたものが諮問に対する答申になりまして、来週の都市計画審議会に報告をするという形で、ここで決めていただければ決議となります。

○部会長

ありがとうございます。

ただいま御説明があったとおりでございますけれども、最後、●●委員から御意見頂きました進め方を丁寧に、事務的にこなしていかないような仕組みをどのように市民の方に分かりやすく、また、今回計画書としてまとめるかというところが課題、宿題が残ったところだと思います。

その辺について、もし皆様から御意見がないようでしたら、事務局と相談の上、案を作らせていただきまして、来週の都市計画審議会に諮らせていただきたいと思います。そういう進め方でよろしいでしょうか。●●委員、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

ほかの委員の方々は、御異議なければ、そのように進めさせていただきたいと思います。
事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

○部会長

予定の時間よりも大分早いですが、これで用意した議題は全て終了しました。
令和8年度第1回白井市都市計画審議会景観とみどり部会を閉会とさせていただきます。
御意見等ありがとうございました。